

愛知工業大学工学部都市環境学科土木工学専攻 技術士の会

「海上の杜技術士会」 掲示板

問い合わせなど メールアドレス： info_kaisyonomori_ait@yahoo.co.jp

■ 理事会が開催されました。

平成 24 年 1 月 21 日、海上の杜技術士会理事会が大学の土木工学専攻会議室で開催されました。
主要な内容は以下のとおりです。

- ・平成 24 年度 総会・技術研修会の開催日： 平成 24 年 6 月 10 日（日）、13 時から 17 時、場所は愛工大本山キャンパス多目的室。案内状の発送は 4 月上旬を予定
- ・役員の変更： 現在のメンバーの留任に加え、1, 2 名の新規メンバーを追加したい
- ・資格取得支援： 卒業生を対象として、酒井・伊藤・鈴木が中心となって 24 年度から着手したい
- ・修習技術者の登録： 当会が受け皿となる
など。

■ 第 1 回講演会が開催されました。

平成 23 年 10 月 1 日、以下のような内容で、講演会が開催されました。

海上の杜技術士会 第1回 講演会 議事次第

(平成 23 年 10 月 1 日 於:サンルートホテルプラザ名古屋)

14:30~14:40	開会の辞	大野 良蔵 会長 (S44 卒)
14:40~15:40	基調講演	大根 義男 先生
	所 属	愛知工業大学 都市環境学科 客員教授 NPO 養賢科学技術研究所 会長
	演 題	これからの土木技術者の役割
15:40~15:45	休憩	
15:45~16:25	講演者	栗本 隆 氏 (S44 卒)
	所 属	三井共同建設コンサル(株) 技術顧問
	演 題	(技術士の責務)

		身近な施設物にみる構造計画の重要性
16:25～17:05	講演者	加藤 信夫 氏 (S46 卒)
	所 属	加藤技術士事務所
	演 題	小学校の理科支援事業に参加して感じた事
17:50～17:10	質 疑	
17:10～17:15	閉会の辞	酒井 一郎 理事 (S56 卒)
17:30～19:00	懇親会	

■ 総会が以下のように開催されました。

海上の杜技術士会設立総会の御案内

平成 22 年 8 月より約 1 年間に渡り準備して参りました『海上の杜技術士会』（土木工学科卒業生技術士既得者の会）の設立総会を、下記により実施致します。大変お忙しいとは存じますが是非御出席頂きますよう御案内致します。

海上の杜技術士会設立発起人代表
大野 良蔵 (S44 年卒)

記

日 時：平成 23 年 6 月 4 日（土）10：30～（受付 10：00～）

場 所：ホテルサンルートプラザ名古屋 2F「葵の間」（JR 名古屋駅前：下図参照）

1. 設立総会 10:30～11:15

- ・ 総会開会宣言
- ・ 議長の選出・総会役員（議事録署名人及び書記）の選出
 - 一、第 1 号議案 設立趣意書・会 則(案)の承認
 - 一、第 2 号議案 設立準備期間の経過報告
 - 一、第 3 号議案 平成二十三年度事業計画(案)予算(案)
 - 一、第 4 号議案 監査結果の報告
 - 一、第 5 号議案 役員の追認（選任役員の紹介、挨拶）
- ・ 総会閉会宣言

2. 懇話会 11:30～12:15

3. 懇親会 (同ホテル「扇の間」にて) 12:30~14:00



ホテルサンルートプラザ名古屋

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 2-35-24

TEL : 052-571-2221

■ 資料

『海上の杜技術士会』 設立趣意書

愛知工業大学は、1912年(大正元年)設立の「名古屋電気学校」を前身とし、1960年(昭和35年)に名古屋電気大学から愛知工業大学に改称されて現在に至っております。1965年(昭和40年)には土木工学科が開設され、以来2010年(平成22年)までの45年間に、5,700人余の土木工学専攻(土木工学科)卒業生が輩出されています。「自由、愛、正義」の建学の精神を堅持すると共に、「工学理論を身に付けた広く産業に貢献できる技術者を育成するため、工学全般に関する基礎となる豊かな学識を養うものとする」を目的とした実践的な人材教育が成されて来ました。

2004年(平成16年)には学科再編成に伴い、土木工学科は都市環境学科土木工学専攻となり、変わり行く時代のニーズに対応した土木技術者教育の場へと発展を遂げています。

また2008年(平成20年)11月には、日本技術者教育認定機構(JABEE)の現地審査を経て、2010年(平成22年)の卒業生からは「JABEE認定プログラム修了生」となり、修習技術者として社会に巣立っています。

しかし、技術者の育成は、これら大学が行う教育品質の強化・向上のみで為し得るものではなく、卒業生、すなわち技術者本人が自発的・継続的に自己研鑽を重ねることが肝要であり、これを実現するための環境整備として、大学と社会が協働した技術者養成の場の構築と充実が求められています。

「海上の杜技術士会」は、愛知工業大学を卒業して実社会で活躍中の技術士が参集し、母

校の教育・研究への協力を通して後輩育成と母校発展へ寄与すること、会員相互が刺激を与え合って技術の研鑽と発展に繋げること、これらの活動を通じて交流・親睦を深め、会員個々が技術の裾野を広げることを志し、これを設立の理念として歩み出すことといたしました。

平成 22 年 12 月 1 日 海上の杜技術士会 発起人一同

名古屋の東部、広大な「海上の森」の丘陵に愛知工業大学があります。私たち「愛工大土木技術者」は、この森（杜）に擁かれ育ちました。今、技術士として社会に羽ばたく私たちの集いは、育んでくれた大学と杜への感謝を込めて「海上の杜技術士会」と名乗りたいと思います。

海上の杜技術士会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「海上の杜技術士会」と称する。

(目的)

第2条 海上の杜技術士会（以下、本会と称す）は、愛知工業大学（土木工学専攻）を卒業した技術士を中心に、本会の主旨に賛同するものを会員として構成する会である。本会は会員相互の技術情報の交流により親睦・連携を図るとともに、母校愛知工業大学の教育・研究への支援を行い、発展に寄与する事を目的とする。

尚、本文書中に記述する土木工学専攻とは、現在の「工学部都市環境学科土木工学専攻」であり、学科再編前の「工学部土木工学科」をも含む。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 会員の継続教育の実施
- (2) 大学との技術情報の交流および教育・研究支援（JABEE・外部評価等）
- (3) 準会員および在学生に対する教育支援および技術士資格取得支援
- (4) 会員相互の技術情報の交流
- (5) 親睦会の開催
- (6) その他本会の目的を達成するための必要な活動

第4条 2. 前項の活動に当たっては、大学、土木工学専攻及び同窓会との信頼関係を保ち、事前に大学等と協議のもとに実施することとする。

(事務所)

第5条 本会は、事務局を愛知工業大学工学部都市環境学科土木工学専攻内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会は本会の目的に賛同する次の会員で構成する。

- (1) 正会員 愛知工業大学(土木工学専攻)を卒業した技術士及び二次試験合格者または、同校を卒業した技術士及び二次試験合格者
- (2) 準会員 愛知工業大学(土木工学専攻)を卒業した技術士補及び一次試験合格者並びに JABEE コース終了生、または、本会の趣旨に賛同する技術士特別会員 本会に賛同する愛知工業大学都市環境学科教員等
- (3) 賛助会員 本会に賛同する法人等

(入会)

第7条 前条に定める条項に該当する者で本会への入会届出を行った者は会員として登録する。

(会費)

第8条 会員は細則に定める入会費および年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会)

第10条 前条の事由により退会した者は、会員の登録を抹消する。

(除名)

第11条 役員会において、本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は除名として会員の資格を喪失する。

(会員名簿)

第12条 会員の資格を取得したものがあるときはこれを名簿に記載し、会員の資格を失った者があるときにはこれを名簿から抹消する。

2. 個人情報、管理している土木工学専攻より最小限のデータのみ提供を受けるものとする。
3. 会員名簿の利用目的は本会則第3条（活動）の範囲内でなければならない。
4. 会員は、会員名簿を第三者に提供してはならない。

第3章 役 員

(役員)

第13条 本会は次の役員を置く。

役員	会長	1名
	理事	5名以上10名以内
	監事	2名以上
	外部委員	2名以上

第14条 2. 理事・監事は本会の正会員でなければならない。

第15条 3. 会長は理事を兼ねる。必要に応じて会長代理、副会長等を置く事が出来る。

第16条 4. 監事は理事を兼ねることは出来ない。(監事の独立性)

第17条 5. 外部委員は特別会員から理事会の承認により選出する。

(選任)

第18条 前条の理事及び監事は定期総会において立候補者並びに被推薦者の中から選出する。

第19条 2. 会長は、理事の中から互選により選出する。

(職務)

第20条 役員は下記の職務を負う。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 運営委員会は、理事、監事および外部委員より構成する。

(3) 監事は本会の事業と会計を監査し、運営方針等に対しても意見を述べ、総会においては監査結果の報告を行うものとする。

(任期)

第21条 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第22条 2. 第1期の任期は1年とし、第1期の定時総会までとする。

(報酬)

第23条 役員は原則無報酬とする。交通費等の精算については細則にて定めるものとする。

第4章 会議

(種類)

第24条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第25条 2. 総会は正会員をもって構成する。

第26条 3. 総会は定時総会と臨時総会とする。

第27条 4. 定時総会は年1回の開催とする。(原則会計年度末より2ヶ月以内とする)

第28条 5. 臨時総会は会長、運営委員会もしくは監事が必要と認めた時に開催する。

第29条 6. 通常総会に提出する議案は運営委員会の承認を得なければならない。

(招集)

第30条 各会議は、下記の開催要求により会長もしくは会長代理が招集する。

- (1) 会長もしくは会長代理が必要と認めた時
- (2) 会員5名以上の連名で会議開催要求があった時
- (3) 監事が必要と認めた時
- (4) 理事の会議開催要求があった時

(議事)

第31条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認に関する事項
- (2) 事業計画(案)及び予算(案)の承認に関する事項
- (3) 理事、監事の選任
- (4) その他、総会において議決が必要と認められる重要事項

第32条 2. 運営委員会は、この会則に定めるものの他、次の事項を決定する。

- (1) 本会運営に関する重要事項
- (2) 臨時総会に提案する諸事項
- (3) 理事が必要と認めた事項
- (4) 別に定める支部、部会、委員会等に対する活動の支援ならびに調整

(会議の成立)

第33条 総会は正会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以て、又理事会は理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以て、それぞれ成立するものとする。但し、本会の解散、会則の変更等の重要事項に関する会議の成立は、それぞれ2/3以上の出席（委任状を含む）を必要とする。

(議決)

第34条 総会及び理事会の議決は出席者の過半数（委任状を含む）を以て決する。但し、本会の解散、会則の変更等の重要事項に関する議決は、2/3以上の賛成（委任状を含む）を必要とする。

(支部、部会、委員会等)

第35条 本会の目的を達成するために必要と認められたときは、運営委員会の議決を経て、本会に支部、部会、委員会等を設置する事が出来る。

第36条 2. これらの活動に関する規定は別途これを定める。

第5章 資産、会計

(収入)

第37条 本会の収入は、会費（入会金、年会費）、各種団体からの寄付及び支援金等とする。会費等の金額は別途定める。

(支出)

第38条 本会の支出は、総会、講演会及び研究会等の諸経費とする。

第39条 2. 日当や旅費等については別途定める。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(帳簿)

第41条 本会は、次の書類を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納帳（決算書）
- (3) 会議議事録（役員会、運営委員会および総会）
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第42条 会長は毎会計年度終了後、次の書類を作成し、運営委員会の議を得て監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(予算)

第43条 会長は毎年度、次年度に係わる、次の書類を作成し、運営委員会の議を得て監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(会則変更)

第44条 この会則の変更は、下記の3項目に該当する場合において運営委員会における審議を経て総会の議決（重要事項）により決定する。

- (1) 会員5名以上の連名による変更提案がなされた場合
- (2) 会長もしくは運営委員会より変更提案がなされた場合
- (3) 監事より変更提案がなされた場合

(解散)

第45条 本会は理事会の議を経て総会の議決により解散する事が出来る。

第46条 2. 解散時に剰余金および残金資産があるときは、解散時点の正会員に対して均等に返金するか又は、運営委員会の議決を得て慈善団体に寄付をする。

第6章 補 足

(細則)

第47条 この会則に必要な細則は運営委員会において定める。

第7章 附 則

第48条 1. この会則は、本会設立の日（平成23年3月末日）から施行する。

第49条 2. 本会の最初の会計年度は第25条の規定に係わらず本会設立の日に始まり平成24年3月31日に終わる。

第50条 3. 本会の設立に必要な準備に支弁した費用は経費としてこれを計上する事が出来る。懇親会等で差益が生じた場合には本会の会計に繰り入れる。

第51条 附 則

第52条 この会則は平成22年12月1日（発起人会）から準用（施行）する。

海上の杜技術士会 監事監査に関する細則

(平成23年4月1日 制定)

(目的)

第1条 監事は、海上の杜技術士会（以下、本会と称す）の健全なる発展に寄与し、同会の社会的信用の維持的向上に資するため、法令および本会会則により、監査を行う。

(監事の職務執行に関する事項)

第2条 監事の職務執行に関する事項は、法令および本会会則またはこの細則の定めるところによる。ただし、監事の権限行使を妨げてはならない。

(監査費用)

第3条 監事はその職務執行に必要な費用を本会に請求する事が出来る。ただし、当面の間は原則として報酬を支給しない。

(監査計画)

第4条 監事は当該年度に行うべき監査の実施計画を作成し、必要に応じて運営委員会に通知する。

第5条 2. 監事は必要があるときは年次実施計画以外の事項についても監査を行う。

(監査の実施)

第6条 監事は次の各号により監査を行う。

(1) 運営委員会その他重要な会議への出席および審議事項の聴取またはその議事録および資料等

の閲覧

- (2) 申請書その他、海上の杜技術士会運営に関する重要文書の閲覧
- (3) 規程等についての調査
- (4) 会長、副会長および理事の業務全般についての調査
- (5) 総会提出議案および書類についての調査
- (6) 会計制度、会計処理の方法とその他会計業務についての調査
- (7) 財産の取得、処分および管理についての調査
- (8) 無償の財産上の利益の供与についての調査
- (9) その他の重要事項についての調査

(資料の提出等)

第7条 監事はいつでも、会長、理事に対して監査に必要な資料の提出または報告を求める事が出来る。

(勧告等)

第8条 監事は、海上の杜技術士会の業務に適法性を欠く事実またはそのおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれの改善につき会長・理事に勧告する等適切な措置をとるものとする。

第9条 2. 監事はその職務執行にあたり海上の杜技術士会の業務の適正な運営のための改善が望ましいと判断する事項があったときには、その旨を会長・理事に助言し、または意見を述べるものとする。

第10条 附則

第11条 この細則は平成23年4月1日から施行する。

第12条 この細則の改廃は運営委員会の議を経て行う。

海上の杜技術士会 会計・事務処理に関する細則

(平成23年4月1日 制定)

(会費)

第1条 海上の杜技術士会会則第7条の規定に従い、会費を以下の様に定める。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費 正会員：2,000円
- (3) 準会員 無料
- (4) 特別会員 無料
- (5) 賛助会員 1口5,000円とし、2口以上とする。

(会費の納収)

第2条 第1条に規定の会費は、指定のゆうちょ銀行口座に振り込むものとする。

第3条 2. 前項の振込に関する手数料は原則振込人が負担するものとする。

(通帳、印鑑等の管理)

第4条 第2条に規定する銀行口座通帳、印鑑の管理は、会長または会長が委任した理事が行うものとする。

第5条 2. 監事は、収支報告と通帳等の監査を6ヶ月毎に行うものとする。但し、資金移動がない場合には省略する事が出来る。

第6条

第7条 ■ (書類の公開)

第8条 会員より書面による書類開示の申し出があった場合は、会長もしくは監事に報告後事務書類を公開するものとする。

非会員より書類開示の申し出があった場合は、運営委員会の判断により、決定する。

第9条 附則

第10条 この細則は平成23年4月1日から施行する。

第11条 この細則の改廃は運営委員会の議を経て行う。